

《 介護サービス事業所・手続き代行の方向けのご案内 》 (社労士・行政書士など)

制度は調べた。けれど

うちの場合はどうなる？

その整理を、24時間いつでも。

制度の情報はホームページにあります。けれど
「自分の事業所が対象か」を探すのは時間がかかります。そこで、介護保険の手続きについて相談できるAIコンシェルジュ「ひいくん」を開きました。

ご利用は無料・24時間対応・お名前は不要です



AIコンシェルジュの特徴を3つお伝えします

POINT 01
24時間、いつでも

夜でも休日でも。窓口が開いていない時間に整理しておけます。

POINT 02
何度でも、気兼ねなく

同じことを聞き直しても大丈夫。納得いくまでやりとりできます。

POINT 03
お名前は伺いません

氏名・連絡先の入力は不要です。まずは、お気軽にお試ください。

かんたん3ステップ！

01 二次元コードを読み取る

スマートフォンのカメラをかざすと、県ホームページの該当ページが開きます。



02 左下のアイコンを押す

「ひいくん」のアイコンが出ています。ここを押すと相談画面が開きます。



03 おしゃべり開始！

ボタンを選んでも、自由に文章を書いても構いません。

補助金の申請方法
加算の届け出について知りたい
新規指定・更新の手続きを知りたい

▲ こうしたボタンから始められます



宮崎県ホームページ「高齢者・介護」>「介護保険」「高齢者福祉」「施設介護」「居宅介護」
「介護保険」：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kurashi/koresha/kaigo/index.html>

お答えするのはAIです。制度の一般的な考え方をご案内しますが、個別の可否や最終的な判断はいたしません。内容に誤りがある可能性もありますので、確実なご確認はお問い合わせ窓口へお願いします。

まずはこちらから

こんなご相談ができます

加算の届け出や補助金・指定・変更の手続きなど、以下のようなご質問にお答えします。



加算届出

この加算は算定できますか？



必要書類

加算届出に必要な添付書類は何ですか？



補助金

この経費は補助対象になりますか？



補助金

介護ロボット・ICT導入の補助はありますか？



新規指定・更新

新規指定の手続きを教えてください



変更届

管理者を変更したいのですが、様式はどれですか？



様式・記載例

最新の様式はどこにありますか？



申請先

これは県と市町村、どちらに出すのですか？

こんな使い方ができます

①どのサービス種別か ②どの手続きか ③何を確認したいか

をチャットを通じて一緒に整理することで窓口へお問い合わせ前の準備としてお使いいただけます。

こちらではお答えできないこと

要介護認定の申請と介護サービスの相談について

要介護認定の申請・介護サービスの利用相談など県民の皆さま向けのご相談は、お住まいの市町村の担当窓口、または地域包括支援センターへお願いします。

市町村が所管する手続きについて

地域密着型サービスの指定など市町村が所管する手続きは、各市町村の介護保険担当窓口へお願いします。

高齢者虐待の通報・障がい福祉サービスに関することは、お住まいの市町村の所管窓口へお願いします。

ご利用時の注意事項

- **ご利用は無料です。** 氏名・住所・電話番号などの個人情報も伺いません。※通信料のみご負担ください
- 会話の内容は、回答の改善と、県の情報発信の見直しのために利用します。

お問い合わせ
はこちらまで

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号/宮崎県庁 防災庁舎1階

宮崎県 福祉保健部 長寿介護課

施設介護担当・居宅介護担当

☎ 0985-26-7058

✉ 施設介護担当 shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp

✉ 居宅介護担当 kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp

介護保険に関すること
お気軽にご相談ください

